

- 地域における合意形成に向けた仕組み
の整備について②

平成27年1月
資源エネルギー庁

本日の議論のポイント

- 今回は、地域の合意形成に向けた仕組みに関して、前回の議論を踏まえ、最終処分法に基づく体系の中で、何をどのように制度に位置付けるかを中心に議論する。
- 特に、これまでの議論を踏まえ、以下の項目を中心に議論することとしたい。
 - ①文献調査の開始に至るまでの理解活動
 - ②法定調査プロセスにおけるNUMOの活動内容
 - ③住民が参加する地域の主体的な対話の場の設計
 - ④上記対話の場に関するNUMO及び国等の役割

※前回は、地域の合意形成に向けた仕組みに関連し、NUMOから実施主体としての今後の具体的な取組案について聴取するとともに、崎田委員からも具体的な提案を頂き、議論。

※今後は、広く国民や地域の理解を得ていくために、最終処分問題の解決の必要性やその進め方等について、全国大での理解活動を進めていく方針。そのためにも、これまで議論してきた新たな政策の方向の制度的な位置付けについて、基本方針等の改定を視野に、WGで議論を重ねていくこととしたい。

(参考)制度的な位置付けを検討すべき事項(案)

- これまでの議論を踏まえ、特に重要なポイントは以下の3点。

(1) 地域の合意形成に向けた仕組み

- ～ 文献調査の開始に至るまでの理解活動
- ～ 法定調査プロセスにおけるNUMOの活動内容
- ～ 住民が参加する地域の主体的な対話の場の設計
- ～ 上記に対するNUMOや国等の役割 等

(2) 可逆性・回収可能性の担保

- ～ 将来世代による処分方法の再検討の担保(代替オプションの調査研究等)
- ～ 回収可能性を担保する技術の調査研究と評価 等

(3) NUMOや経産省等の活動に対する評価

- ～ 処分オプションの技術的な評価
- ～ 処分地選定に関するNUMOや経産省の活動の適切性の評価
- ～ 地域の合意形成過程におけるNUMOや経産省以外からの情報収集の担保 等

次回以降に議論

(参考)最終処分法に基づく体系

最終処分法

基本方針(法第3条)

- ・以下に関する基本方針
 - 一 概要調査地区等の選定に関する事項
 - 一 技術開発に関する事項
 - 一 関係住民、国民の理解増進のための施策に関する事項 等

原子力委員会・原子力規制委員会
の意見を聴いた上で

閣議決定

処分計画(法第4条)

- ・基本方針に即した10年計画(5年ごとの改定が法定)
- ・廃棄物量の見込みや処分開始時期を規定
- ・概要調査地区等を選定する際には、その場所等を規定
(事前に知事・市長村長の意見聴取)

原子力委員会・原子力規制委員会
の意見を聴いた上で

閣議決定

実施計画(法第5条)

- ・処分計画に従ったNUMOとしての計画
- ・廃棄物量の見込みや処分開始時期を規定
- ・概要調査地区等を選定する際には、その場所等を規定

NUMOが作成し経産大臣が
承認

事業計画(法第64条)

- ・毎年度、予算等と併せて作成するNUMOとしての年度計画

NUMOが作成し経産大臣が
認可

(参考)基本方針の根拠条文(最終処分法)

- 第三条 経済産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向
 - 二 概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地(以下「概要調査地区等」という。)の選定に関する事項
 - 三 前号の選定に係る関係住民の理解の増進のための施策に関する事項
 - 四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項
 - 五 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項
 - 六 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民の理解の増進のための施策に関する事項
 - 七 その他特定放射性廃棄物の最終処分に関する重要事項
- 3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあつては、原子力規制委員会)の意見を聴かなければならない。
- 4 経済産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。
- 5 経済産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要があるときは、基本方針を改定するものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定について準用する。

地域の合意形成に向けた仕組み①

①文献調査の開始に至るまでの理解活動

＜問題意識＞（本WG中間とりまとめ（26年5月）及びその後の議論のポイント）

- 地域において処分事業を前向きに検討してもらうためには、広く国民の間で最終処分の必要性を共有し、「処分地選定調査の受け入れを検討する地域に対し、敬意や感謝の気持ちを持つ」との認識を醸成していくことが重要。
- 文献調査が開始される前段階から、地域住民に適切に情報提供がなされ、その上で地域住民の間で積極的に理解を深める活動が行われることが重要。



＜制度的な位置付けを検討すべきポイント(案)＞

（※下記の趣旨を、今後、基本方針等に新たに反映させていくことを想定。次頁以降同じ。）

- 国は、国民や地域の理解を増進する観点から、科学的により適性の高い地域（科学的有望地）を示し、立地への理解を求める。そのため、NUMOや事業者等と連携し、都道府県や市町村とも意思疎通を図りつつ、科学的有望地の提示の目的や処分地選定との関係等について全国大での理解促進に努める。その際、国民共通の課題解決という社会全体の意義等を十分に説明し、処分事業に関する関心が様々な地域で高まり、その状況を他の地域が冷静に見守ることができる環境の醸成に努める。
- NUMOは、科学的有望地の提示を踏まえ、国・事業者等と連携して重点的な理解活動を行うとともに、処分事業について関心を有し理解を深めようとする地域に対し、継続的な学習の機会が提供されるよう努める。そのため、関心を有する地域に対し、情報提供、専門家派遣その他の地域の理解に資する支援を適切に行う。
- 国は、NUMOの活動が円滑に進められるよう、必要に応じ、関係自治体に対して協力を求める。

地域の合意形成に向けた仕組み②

②法定調査プロセスにおけるNUMOの活動内容

＜問題意識＞（本WG中間とりまとめ（26年5月）及びその後の議論のポイント）

- 現状、NUMOの法定調査段階での調査事項は、地質環境に関する事項のみ。
- 北欧等においては、実施主体が当該地域の経済等と与える影響について調査することが制度上位置付けられ、その調査を契機に、実施主体と自治体や住民とのコミュニケーションが図られている面がある。



＜制度的な位置付けを検討すべきポイント(案)＞

- NUMOは、処分事業に関する地域の合意形成を促す観点から、各調査段階において、当該地域の処分事業との共生の可能性に関する情報提供や意見交換を、地域と緊密に行うことが重要。
- このため、NUMOは、各調査段階において、地質環境に関する調査に加えて、地域の関心等を踏まえて、処分事業が当該地域に与える経済的・社会的な影響についても調査を行う。

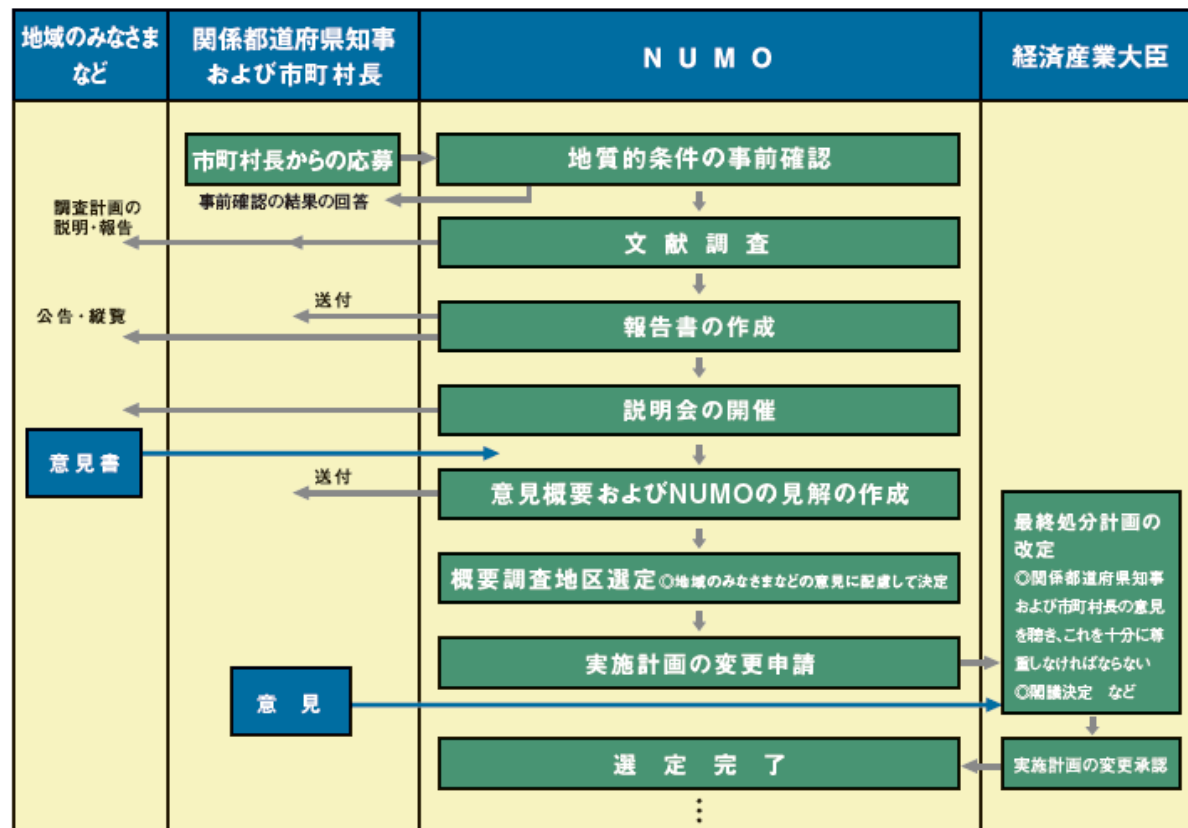
(参考)NUMOの調査活動内容(現行)

○最終処分法上の文献調査事項 (法第6条)

機構は、概要調査地区を選定しようとするときは、・・・次に掲げる事項について、あらかじめ、文献その他の資料による調査(「文献調査」)を行わなければならない。

- 一 概要調査地区として選定しようとする地区及びその周辺の地域において過去に発生した地震等の自然現象に関する事項
- 二 前号の地区及び地域内に活断層があるときは、その概要に関する事項
- 三 その他経済産業省令で定める事項
(注: 第四紀の未固結堆積物の存在状況、鉱物資源の存在状況等)

○文献調査の開始から概要調査地区の選定に至るプロセス



(注)最終処分法の施行規則等において規定

地域の合意形成に向けた仕組み③

③「住民が参加する地域の主体的な対話の場」の設計

＜問題意識＞（本WG中間とりまとめ（26年5月）及びその後の議論のポイント）

- 住民不在で処分事業が進められるとの懸念を払拭し地域の信頼を得る上で、多様な立場の住民が参画する地域の合意形成に向けた仕組みが必要。
- 北欧等では、地域のステークホルダーが参画する主体的な検討の場が設置されており、国や実施主体から運営資金の支援や情報の提供など必要なサポートが行われている。



＜制度的な位置付けを検討すべきポイント（案）＞

- NUMOによる文献調査等が実施される市町村においては、その後の概要調査地区選定に向けた合意形成に資するよう、最終処分事業に関する地域住民相互の情報共有及び対話を促進するため、住民が参加する「対話の場」（仮称）が設置されることが望ましい。
- 「対話の場」は、地域の状況や関心等に応じて柔軟に設計される必要があるが、基本的に以下のような役割を担うことが期待される。
 - ～処分事業の安全性や処分事業との共生のビジョンなど、地域の関心事項について対話を行い、理解を深める。
 - ～地域の関心事項について、国、NUMO及び国・NUMO以外の専門家等に情報提供等を求める。
 - ～処分事業に関連する情報を定期的に広く住民に共有するとともに、多様な住民の関心や意見を把握する。

地域の合意形成に向けた仕組み④

④「対話の場」に関するNUMO、国等の役割

＜問題意識＞（本WG中間とりまとめ（26年5月）及びその後の議論のポイント）
※前掲③の通り



＜制度的な位置付けが重要な事項（案）＞

- NUMOは、モデル例を示すこと等により「対話の場」についての地域の理解を求めるとともに、地域の状況や関心等が地域毎に異なることを踏まえ、それらに柔軟に対応し、その運営のための資金の提供や情報の提供など必要な支援を適切に行う。
- NUMOは、「対話の場」の活動において、NUMOや国以外の立場の専門家等からの情報の提供等が適切に受けられることを確保する。
- 国は、「対話の場」に対するNUMOの関与について継続的に監督するとともに、地域の関心等を踏まえ、情報の提供その他の支援を適切に行う。
- 国は、必要に応じ、市町村に対して、「対話の場」の活動に関する協力を求める。

(参考)「対話の場」のイメージ(案)

